

注：本訳は2015年1月26日現在の訂正版です。

Remark: This is the revised unofficial translation as of Jan. 26, 2015.

(非公式訳)



投資委員会布告

第2/2557号

件名 投資奨励政策および基準

国内外の経済・投資に関する環境が大きく変化し、現状況および将来への変化、国の経済社会開発計画、農業・工業・サービス業開発政策に応じ、国の長期的な競争力維持および持続的発展のため、投資委員会は投資奨励政策および基準を見直すべきとする。

仏暦2520年（1977年）投資奨励法第16条、第18条、第19条の権限に基づき、投資奨励政策および基準を以下の通り定める。

第1項 以下の布告を撤廃する。

- 1.1 仏暦2543年（2000年）8月1日付投資委員会布告第1/2543号、件名：投資奨励政策および基準
- 1.2 仏暦2549年（2006年）3月20日付投資委員会布告第3/2549号、件名：技能・技術・イノベーション（Skill, Technology and Innovation: STI）開発投資のための追加恩典
- 1.3 仏暦2549年（2006年）3月20日付投資委員会布告第5/2549号、件名：電気・電子産業のための長期継続投資奨励政策
- 1.4 仏暦2549年（2006年）6月27日付投資委員会布告第8/2549号、件名：電気・電子産業における大型かつ特別に重要なプロジェクトのための長期継続投資奨励政策
- 1.5 仏暦2550年（2007年）4月9日付投資委員会布告第1/2550号、件名：産学間研究開発奨励方針
- 1.6 仏暦2552年（2009年）5月29日付投資委員会布告第6/2552号、件名：技能・技術・イノベーション（Skill, Technology and Innovation: STI）開発投資のための恩典付与の改定
- 1.7 仏暦2552年（2009年）10月15日付投資委員会布告第10/2552号、件名：投資奨励事業の業種・規模・条件および恩典

- 1.8 仏暦 2552 年（2009 年）10 月 15 日付投資委員会布告第 11/2552 号、件名：技能・技術・イノベーション（Skill, Technology and Innovation: STI）開発投資のための追加恩典

第 2 項 本布告に反した投資委員会布告または投資委員会事務局布告について本布告に置き換えることとする。

第 3 項 投資促進のビジョン

委員会は投資促進のビジョンを以下の通りとする。

サフィシエンシー・エコノミー（Sufficiency Economy）に基づき、持続的成長をもたらし、「中所得国の罠」（Middle Income Trap）を乗り越え、競争力を高めるために、国内および海外での高度な価値のある投資を促進すること。

第 4 項 投資奨励政策

委員会は決定したビジョンによる目標を達成するため、投資奨励政策を以下の通りとする。

- 4.1 国の競争力を向上させるための投資を奨励する。研究開発や、イノベーションの創出、農業・工業・サービス業の付加価値創出を促進し、また中小企業の促進、公正な競争、社会的および経済的不平等の減少を促進する。
- 4.2 持続的かつバランスのとれた成長のため、環境に優しく、省エネルギーもしくは再生可能エネルギーを使う事業を促進する。
- 4.3 バリューチェーンの強化と地域の能力に一致したクラスター（Cluster）の創出を促進する。
- 4.4 南部国境県内で安定的な地方経済を作るため、域内での投資を促進する。
- 4.5 隣国と経済的に繋がり、アセアン経済共同体（AEC）をサポートするために、特別経済開発区、特に国境地帯の工業団地内外での投資を奨励する。
- 4.6 世界舞台でタイの役割を増加し、競争力を向上させるため、タイから外国への投資を促進する。

第5項 投資奨励対象業種

- 5.1 本布告に添付された業種表を投資奨励対象業種とする。
- 5.2 投資奨励事業に対する条件と恩典はそれぞれの業種に示されたものとする。
- 5.3 以下の業種を特別重要かつ国益をもたらす業種とし、上限なしで法人所得税を免除する。
- 業種 1.3 商用材木の植林（ユーカリを除く）
 - 業種 3.9 クリエイティブ製品のデザイン・開発サービス
 - 業種 4.11.1 航空機の機体、機体部品、基幹部品、例えば、エンジン、飛行機部品、プロペラ、電子部品などの製造
 - 業種 5.6 電子設計
 - 業種 5.7 ソフトウェア
 - 業種 7.1.1.1 ゴミあるいはゴミからの燃料（Refuse Derived Fuel）による電力または電力およびスチームの製造
 - 業種 7.8 Energy Service Company (ESCO)
 - 業種 7.9.2 技術工業団地または技術工業区
 - 業種 7.10 クラウドサービス (Cloud Service)
 - 業種 7.11 研究開発
 - 業種 7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology)
 - 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
 - 業種 7.14 理化学実験サービス (Scientific Laboratory)
 - 業種 7.15 計測器校正サービス (Calibration)
 - 業種 7.19 職業訓練学校

第6項 プロジェクト認可基準

委員会はプロジェクト認可基準を以下の通りとする。

- 6.1 農業、工業、サービス業の競争力開発
- 6.1.1 収入の20%以上の付加価値を有すること。ただし、農業および農産品事業、電子および部品事業、コイル・センター事業は収入の10%以上の付加価値を有すること。
 - 6.1.2 近代的な製造工程を有すること。

6.1.3 新品の機械を使用すること。

海外から輸入する中古機械を使用する場合は以下の基準とする。

- (1) 製造年より輸入年まで5年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用と、法人所得税免除のための投資金額に含めることが認められる。ただし、輸入関税免除の恩典は付与されない。また、機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量および機械の価格が妥当であることについて、信頼に足る機関より、能力証明書を取得しなければならない。
- (2) 製造年より輸入年まで5年以上10年以内の中古機械で、プロジェクトでの使用を認められるのは、プレス機械のみで、法人所得税免除のための投資金額に含めることが認められるが、輸入関税免除の恩典は付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量および機械の価格が妥当であることについて、信頼に足る機関より能力証明書を取得しなければならない。
- (3) 海運事業、空運事業そして金型は、委員会が適切であると判断した場合、10年以上の中古機械の使用を認められる。輸入関税免除の恩典が付与され、法人所得税免除のための投資金額に含めることが認められる。

詳しくは事務局の定める基準に従うものとする。

6.1.4 投資金額（土地代および運転資金を除く）1,000万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より2年以内にISO9000またはISO14000その他相当する国際規格を取得すること。取得ができない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。

6.1.5 コンセッション事業および民営化事業について、投資委員会は仏暦2541年（1998年）5月25日および仏暦2547年（2004年）11月30日の閣議決定に従った検討方針に基づくものとし、以下の通りとする。

- (1) 仏暦2542年（1999年）国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
- (2) 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業（Build-Transfer-Operateあるいは、Build-Operate-Transfer）に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、これを企画する担当政府当局が入札招請す

る前の時点で投資委員会にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階で民間にどのような恩典が付与されるのかについて明確に公告をしなければならぬ。原則として、投資委員会は国に対して見返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。

(3) 政府プロジェクトを民間に運営・所有をさせる

(Build-Own-Operate) については、政府に賃借料の形式で見返りを払う民間に貸与または運営させる場合、投資委員会は通常の基準に基づき奨励を検討する。

(4) 仏暦 2542 年 (1999 年) 国営企業資本法に基づき民営化した企業は、事業を拡大したい場合、その拡大投資事業部分のみを奨励申請することができ、通常の基準に基づき恩典が付与される。

6.2 環境への影響予防

6.2.1 環境への影響予防・軽減に十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、委員会は立地および汚染処理について特別審議を行う。

6.2.2 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や閣議決定を遵守しなければならない。

6.2.3 ラヨン県に立地するプロジェクトは仏暦 2554 年 (2011 年) 5 月 2 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1 /2554 号件名:ラヨン県地域における投資奨励政策に従うこと。

6.3 最低投資金額およびプロジェクトの可能性

6.3.1 プロジェクト毎の最低投資金額 (土地代および運転資金を除く) は 100 万バーツ以上とする。ただし、本布告に添付した投資奨励対象業種表に定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、投資委員会布告の巻末にある業種表内で指定する年間人件費から最低投資金額を検討する。

- 6.3.2 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は3：1以内であること。ただし、本布告に付された奨励事業リストに定められた場合は除く。拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する。
- 6.3.3 投資金額が7億5千万バーツ（土地代および運転資金を除く）を超えたプロジェクトは委員会が定めた通りプロジェクト可能性調査を提出しなければならない。

第7項 外国人の持ち株基準

委員会は投資奨励申請プロジェクトに対しての外国人の持ち株基準を以下の通り定める。

- 7.1 仏暦2542年（1999年）外国人事業法のリスト1に示される業種におけるプロジェクトは、タイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有しなくてはならない。
- 7.2 仏暦2542年（1999年）外国人事業法のリスト2およびリスト3に示される業種におけるプロジェクトは、外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
- 7.3 妥当な理由があれば、委員会は特定の奨励プロジェクトに限り、外国籍者の出資比率を定めることができる。

第8項 投資奨励地域

委員会は投資奨励地域を以下の通りとする。

- 8.1 一人当たりの国民所得の低い20県、即ち、カーラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリーラム、プレー、マハーサーラカム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソートーン、ローイエット、シーサケート、サコンナコーン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノーンブワラムプー、ウボンラーチャターニー、アムナートチャルーン
- 8.2 特別経済開発区
- 8.3 委員会により奨励または同意された科学技術パーク
(Science and Technology Park)

第9項 恩典付与の基準

委員会は恩典の付与の形式を以下の2種類とする。

9.1 業種に基づく恩典 (Activity-based Incentives)

委員会は業種の重要度に応じて、恩典を以下の2グループに定める。

9.1.1 グループAは法人所得税、機械、原材料に関する恩典および非税的恩典の対象とし、以下の4グループに分けられる。

グループA1は以下の恩典を付与する。

- 上限無しで8年間法人所得税を免除する
- 機械の輸入関税を免除する
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税を1年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループA2は以下の恩典を付与する。

- 投資金額（土地代および運転資金を除く）の100%まで8年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税を1年間免除する。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループA3は以下の恩典を付与する。

- 投資金額（土地代および運転資金を除く）の100%まで5年間法人所得税を免除する。ただし、投資奨励対象業種表に上限なしで法人所得税を免除すると示された場合を除く。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税を1年間免除する。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループ A4 は以下の恩典を付与する。

- 投資金額（土地代および運転資金を除く）の100%まで3年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税を1年間免除する。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

9.1.2 グループ B は機械、原材料に関する恩典および非税的恩典の対象とし、以下の2グループに分けられる。

グループ B1 は以下の恩典を付与する。

- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税を1年間免除する。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループ B2 は以下の恩典を付与する。

- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税を1年間免除する。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

9.2 メリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)

国または産業に有益な活動に更なる投資を得る刺激となるよう、委員会は以下のプロジェクトにメリットによる追加恩典を付与する。

9.2.1 競争力向上のための追加恩典

以下の投資または費用がある場合

- (1) 技術・イノベーションの研究開発: 自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発
- (2) 委員会が同意する、技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、国内にある研究開発機関および科学技術分野の政府機関への寄付
- (3) 国内で開発された技術の知的所有権の購入とライセンス料

- (4) 高度な技術訓練
- (5) タイ国籍者が登録新本金の51%以上の株式を保有している国内の原材料・部品メーカー（Local Supplier）の開発:高度な技術訓練および技術支援
- (6) 製品およびパッケージのデザイン:自社、または委員会が同意する国内における他社への業務委託

詳細は事務局が定める基準の通りとする。

追加で与えられる恩典は以下の通り。

- (1) 上記の投資または費用の合計が、最初の3年間における収入の1%以上、または2億バーツ以上で、どちらか低い方があった場合、法人所得税免除期間を1年延長させる。ただし、合計8年間までとする。
- (2) 上記の投資または費用の合計が、最初の3年間における収入の2%以上、または4億バーツ以上で、どちらか低い方があった場合、法人所得税免除期間を2年延長させる。ただし、合計8年間までとする。
- (3) 上記の投資または費用の合計が、最初の3年間における収入の3%以上、または6億バーツ以上で、どちらか低い方があった場合、法人所得税免除期間を3年延長させる。ただし、合計8年間までとする。

なお、第9.2.1 (1) 項に基づく投資・費用で追加免除される法人所得税は投資金額の200%とし、第9.2.1 (2-6) 項に基づく投資・費用で追加免除される法人所得税は投資金額の100%とする。

9.2.2 地方分散への追加恩典

第8.1 項に基づく投資奨励地域に立地した場合は以下の追加恩典を付与する。

- (1) 法人所得税免除期間を3年間追加するが、合計8年間までとし、8年間法人所得税を免除されるグループA1またはA2は法人所得税免除期間満了後さらに5年間法人所得税を50%減税することとする。
- (2) 輸送費、電気代、水道代の2倍を、奨励事業の収入発生日より10年間控除を許可する。

- (3) 通常の減価償却以外に、被奨励者の純利益から、インフラの設置・建設費の25%を控除することを許可するが、奨励事業の収入発生日より10年間の内、どの年の純利益から控除することも可能で、または数年に渡って控除してもよい。

9.2.3 工業用地開発への追加恩典

工業団地または奨励されている工業区に立地する場合、法人所得税免除期間を1年間追加するが、合計8年間までとする。

なお、工業団地または奨励されている工業区に立地しなければならないという条件のある業種を除く。

9.2.4 メリットによる追加恩典を申請できる者

- (1) グループAで追加恩典を申請する者は、奨励申請時または奨励認可後に追加恩典を申請してもよい。

奨励認可後に申請する場合、収入が発生したか否かを問わず追加恩典を申請できるが、追加恩典申請日の時点で、第31条に基づく法人所得税免除恩典が免税期間とともに免税枠が残っていないなければならない。

- (2) グループBは、メリットによる追加恩典の内、第9.2.1項における競争力向上のための追加恩典と、第9.2.2項における地方分散への追加恩典のみ申請することができるが、奨励申請と同時に追加恩典を申請しなければならない。ただし、投資奨励対象業種表において、この基準に基づく恩典を付与しないと定められた業種を除く。

第10項 生産効率の改善のための恩典

生産効率および競争力を向上させるために、以下の場合において、委員会は奨励事業が、奨励期間中いつでも機械の輸入関税を免除して輸入することを許可する。

10.1 研究開発に使用される機械

10.2 汚染防止または除去をする機械

- 10.3 操業開始許可取得後であるか否かを問わず、電子製品およびその部品の製造プロジェクトに使用される機械で、既存の機械の刷新や代替するため、または既存の事業の生産能力向上のための機械

第11項 法人所得税恩典の行使

税的恩典の行使が効率的に正しく行使され、奨励条件に合っていることが確認でき、奨励の経済性を明確に評価できるものとなるよう、被奨励者は事務局の定める基準および方法にてプロジェクト結果を報告し、該当年の法人所得税免除恩典行使の許可前に事務局に評価される。

第12項 暫定条項

仏暦2549年（2006年）3月20日付投資委員会布告第5/2549号、件名：電子・電気産業のための長期継続投資奨励政策、または仏暦2549年（2006年）6月27日付投資委員会布告第8/2549号、件名：電子・電気産業における大型かつ特別に重要なプロジェクトのための長期継続投資奨励政策に基づき投資奨励を申請した被奨励者は、本布告が発効後も、ケースバイケースによりそれらの布告に基づく恩典を継続して付与されることとする。

- 第13項 本布告は仏暦2558年（2015年）1月1日以降に提出される申請書に適用される。

発布日：仏暦2557年（2014年）12月3日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)
投資委員会委員長

投資奨励対象業種表

1 類 農業および農産品

業種	条件	恩典
1.1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤	<ol style="list-style-type: none"> 1. バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、商用肥料製造許可証を取得すること。 2. バイオ除草剤は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、除草剤製造許可証を取得すること。 3. 学術的に立証されている接種菌または技術革新を使用すること。 	A 3
1.2 植物または動物の品質改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発活動を行うこと。 2. 農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品質改良は、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。 3. 奨励事業範囲内の植物の品質改良から生じる植物の繁殖による収益は奨励事業の収入とする。ただし、キャッサバの繁殖を除く。 	A 3
1.3 商用材木の植林 (ユーカリを除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近接する総植林面積は、300 ライ以上で、隣接地は50 ライ以上なければならない。 2. 研究開発活動を行うこと。 3. 天然資源・環境省の同意を得ること。 	A 1
1.4 乾燥植物およびサイロ		B 1

業種	条件	恩典
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	<ol style="list-style-type: none"> 1. 果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance) の使用などの高度技術を使用する場合 2. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティングなどの先端技術を使用する場合 3. 米の品質選別は先進技術を使用しなければならない。 	A 2 A 3
1.9 加工澱粉 (Modified Starch) および特殊な植物からの製粉		A 3
1.10 植物または動物からの油脂の製造 (大豆からの油を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 植物からの原油または半精製油の製造は、農産物を原材料にすること。 2. 植物からの精製油は、農産物または原油を原材料にすること。 	A 3
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造 (薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)		A 4
1.12 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient) の製造	作用と毒性について学術的に立証されなければならない。	A 2
1.13 皮革なめし、皮革仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に優しい技術を使用すること。例えば、化学薬品の使用削減、あるいは酵素や生体触媒 (Biological Catalyst) を化学薬品の代わりに用いるなど。 2. 皮革なめし業は、工業団地または奨励されている工業区に立地すること。 	A 3

業種	条件	恩典
1.14 天然ゴムからの製品の製造（輪ゴム、風船、ゴムリングを除く） 1.14.1 基礎ゴム加工 1.14.2 天然ゴムからの製品の製造		A 4 A 2
1.15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造（加熱乾燥や天日干しなど生産工程が単純なものを除く）		A 4
1.16 農産品から燃料の製造（農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む） 1.16.1 農産品から燃料の製造 1.16.2 農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む農産品から燃料の製造（例：バイオマスの液体燃料化（Biomass to Liquid: BTL）、廃水からの天然ガス） 1.16.3 圧縮バイオマス固形燃料の製造		A 2 A 2 A 3
1.17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物（Food Additives）、または食品調合物（Food Ingredients）の製造（飲料水、アイスクリーム、キャンディー、チョコレート、ガム、砂糖、炭酸飲料、アルコール飲料、カフェイン含有飲料、植物からの粉末・澱粉、ベーカリー、インスタントラーメン、鳥エキス、ツバメの巣を除く）	1. 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。	A 3

業種	条件	恩典
1.18 医療食品 (Medical Food) または 栄養補助食品 (Food Supplement) の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>医療食品製造の場合</u>、 「医療食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2. <u>栄養補助食品製造の場合</u>、 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 「栄養補助食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2.2 有効成分の抽出プロセスを有すること。 	A 2
1.19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍 倉庫および冷蔵・冷凍運輸		B 1
1.20 農産物取引センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積は50 ライ以上であること。 2. 全面積の60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。 	A 3

業種	条件	恩典
2.5 耐火材および断熱材の製造（軽量ブロックを除く）	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2
2.6 石膏または石膏製品の製造	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2
2.7 川上の鉄鋼製品の製造： 溶鉄（Hot Metal）、銑鉄（Pig Iron）、海綿鉄（Sponge Iron） Direct Reduction Iron（DRI） および Hot Briquetted Iron（HBI）		A 2
2.8 川中の鉄鋼製品の製造：スラブ（Slab）、ビレット（Billet）およびブルーム（Bloom）	1. 同一プロジェクトに川上鉄鋼製品の製造工程を有する場合 2. 川中鉄鋼製品の製造工程のみの場合	A 2 A 4
2.9 川下の鉄鋼製品の製造 2.9.1 川下の高抗張力鋼（High Tensile Strength Steel）の製造 2.9.2 同一プロジェクトに川上および川中鉄鋼製品の製造工程を有する川下の鉄鋼製品の製造 2.9.3 工業用条鋼製品の製造： 圧延形鋼、棒鋼、線材を含む。 2.9.4 建設用棒状鉄製品の製造： 圧延形鋼、棒鋼、線材を含む。 2.9.5 工業用板製品の製造： 熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、熱間/冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む。 2.9.6 建設用板製品の製造： 熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、熱	製品の引張強度 が 700 メガパスカル（MPa）以上であること。	A 2 A 2 A 4 B 1 A 4 B 1

業種	条件	恩典
<p>間/冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む。</p> <p>2.9.7 ブリキ鋼板 (Tin Mill Black Plate) の製造</p> <p>2.9.8 冷延電磁鋼板 (Electrical Steel Sheet) の製造</p>	<p>無方向性電磁鋼板 (NO) と方向性電磁鋼板 (GO) のみ。</p>	<p>A 3</p> <p>A 3</p>
<p>2.10 鉄パイプまたはステンレスパイプの製造</p> <p>2.10.1 シームレスまたはセミシームレス鉄パイプ・ステンレスパイプの製造</p> <p>2.10.2 その他のパイプの製造</p>		<p>A 3</p> <p>B 1</p>
<p>2.11 金属粉末の製造 (ショットブラスト用金属粉末を除く)</p>		<p>A 3</p>
<p>2.12 フェロアロイの製造</p>		<p>A 4</p>
<p>2.13 鋳造鉄鋼部品の製造</p> <p>2.13.1 ダクタイル鋳鉄部品の製造</p> <p>2.13.2 その他鋳鉄部品の製造</p>	<p>誘導電気炉 (Induction Furnace) を使用すること。</p>	<p>A 2</p> <p>A 3</p>
<p>2.14 鍛造による鉄鋼部品の製造</p>		<p>A 3</p>
<p>2.15 圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造による非鉄部品の製造</p>		<p>A 4</p>
<p>2.16 コイルセンター</p>	<p>メリットに基づく恩典対象とならない。</p>	<p>B 2</p>

3類 軽工業

業種	条件	恩典
3.1 繊維製品あるいはその部品の製造 3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造 3.1.1.1 特殊繊維（工業用繊維 Technical Fiber あるいは機能性繊維 (Functional Fiber)）の製造 3.1.1.2 リサイクル繊維 (Recycled Fiber) の製造 3.1.1.3 その他繊維の製造 3.1.2 糸または布の製造 3.1.2.1 特殊糸または布（機能性糸 Functional Yarn または機能性繊維 Functional Fabric）の製造 3.1.2.2 その他糸または布の製造 3.1.3 漂白、染色および仕上げ、またはプリントおよび仕上げ、またはプリント	タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。 国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。 タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。 1. 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がある場合 2. 研究やデザイン、商品開発への投資・費用がない、あるいは上記の投資・費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満である場合 1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムや環境保護システムを有する工業団地または奨励されている工業区に工場を設立または拡張すること。 2. 環境に優しい技術を使用すること。	A 2 A 4 B 1 A 3 A 4 B 1 A 3

業種	条件	恩典
3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造	1. 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がある場合 2. 研究やデザイン、商品開発への投資・費用がない、あるいは上記の投資・費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満である場合	A 4 B 1
3.2 不織布の製造または不織布から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		A 4
3.3 靴もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造	1. 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がある場合 2. 研究やデザイン、商品開発への投資・費用がない、あるいは上記の投資・費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満である場合	A 4 B 1
3.4 スポーツ用品あるいはその部品の製造		B 1
3.5 楽器の製造		B 1
3.6 家具あるいはその部品の製造	1. 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がある場合 2. 研究やデザイン、商品開発への投資・費用がない、あるいは上記の投資・費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満である場合	A 4 B 1
3.7 玩具の製造	1. 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がある場合 2. 研究やデザイン、商品開発への投資・費用がない、あるいは上記の投資・費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満である場合	A 4 B 1

業種	条件	恩典
3.8 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプの製造		A 4
3.9 クリエイティブ製品デザイン・開発サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の二つの要素が揃っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 デザイン用の情報システム 1.2 コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ（見本）作成システム 2. 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 エンジニアリングデザインシステム 2.2 プロトタイプ作成システムと性能試験システム 2.3 プロトタイプ標準試験システムとユーザー検収テストシステム 3. 全従業員の内70%以上がタイ人であること。 4. クリエイティブ製品デザイン・開発担当者の給与費用が年間最低150万バーツ以上であること。 	A 1
<p>3.10 レンズの製造</p> <p>3.10.1 医療器具・機器、サングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ（Cosmetic Lenses）に該当しないレンズの製造（例：カメラレンズなど）</p> <p>3.10.2 サングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ（Cosmetic Lenses）、眼鏡フレームおよびその部品の製造</p>		<p>A 4</p> <p>B 1</p>

業種	条件	恩典
<p>3.11 医療用器具・機器あるいはその部品の製造</p> <p>3.11.1 ハイリスクまたはハイテク医療用機器（X線装置、MRI装置、CTスキャン装置、人体インプラントなど）あるいは、公的機関による研究成果もしくは官民共同の研究成果から商品化された医療用器具・機器の製造</p> <p>3.11.2 その他の医療用器具・機器の製造（布・繊維から作られた医療用器具・機器を除く）</p> <p>3.11.3 布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造 例：ガウン、ドレープ、帽子、マスク、グロス、ガーゼ、脱脂綿など</p>	<p>ガーゼや脱脂綿を製造する場合、原綿や綿糸から開始すること。</p>	<p>A 2</p> <p>A 3</p> <p>A 4</p>

4類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4.1 金属部品または金属製品の製造 4.1.1 金属粉末または合金粉末から作る金属部品、金属製品の製造 4.1.2 鉄鋼製品または鉄鋼部品の製造 4.1.3 金属部品を含む金属製品の製造	焼結工程を有すること。 同一プロジェクト内に鑄造工程（誘導電気炉を使用）または鍛造工程に続く金属成形工程を有すること。 1. 同一プロジェクト内に圧延、引き抜き、押し出し、鑄造、鍛造工程に続く非鉄金属の成形工程を有する場合。 2. マシニング、スタンピングなどの成形工程を有する場合。	A 3 A 3 A 4 B 1
4.2 表面処理（美化のためのコーティング・塗装処理を除く）	陽極酸化（Anodizing）、エッチング、エングレービング（Engraving）などの工程を有すること。	B 1
4.3 熱処理（Heat Treatment）	シアン(Cyanide)を使用する事業を除く。	A 4
4.4 汎用エンジンまたはその備品の製造	1. シリンダーヘッド、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド、ピストンおよびフライホイールなどのエンジンの基幹部品の加工工程を有する事業。 2. 組み立てのみの事業。	A 4 B 1
4.5 機械、その備品および部品の製造 4.5.1 エンジニアリングデザイン工程を有する自動化機械・装置（オートメーション）の製造 4.5.2 機械、その備品、部品の製造または金型の製造および/または修理	自動化機械・装置（オートメーション）の操作のソフトウェア設計開発工程を有すること。 部品の製造工程および/またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。	A 2 A 3

業種	条件	恩典
4.5.3 機械組み立ておよび/またはその備品の組み立て	委員会が同意した組立工程を有すること。	A 4
4.6 一般自動車の製造	メリットによる恩典の対象とならない。	B 1
4.7 乗り物用エンジンの製造	1. 下記の5部品中4部品以上を成形加工すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド	A 3
	2. エンジン組立事業。	A 4
4.8 乗り物部品の製造 4.8.1 高度技術を利用する乗り物部品の製造 4.8.1.1 触媒コンバーターの回路基盤 (Substrate) の製造 4.8.1.2 電子燃料噴射システムの製造 4.8.1.3 自動車用トランスミッションの製造 4.8.1.4 電子制御ユニット (ECU) の製造 4.8.2 安全および省エネルギー部品の製造 4.8.2.1 アンチロックブレーキ装置 (ABS) または電子制御ブレーキシステム (EBD) の製造 4.8.2.2 電子安定性制御 (ESC) の製造		A 2
		A 2

業種	条件	恩典
<p>4.8.2.3 回生ブレーキシステムの製造</p> <p>4.8.2.4 アイドリングストップシステムの製造</p> <p>4.8.2.5 自動緊急ブレーキシステム (Autonomous Emergency Braking System) の製造</p> <p>4.8.3 ハイブリッド自動車、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV) の部品の製造</p> <p>4.8.3.1 バッテリーの製造</p> <p>4.8.3.2 トラクションモーターの製造</p> <p>4.8.3.3 空調システムの製造</p> <p>4.8.4 乗り物のゴムタイヤの製造</p> <p>4.8.5 その他自動車部品の製造</p>		<p>A 2</p> <p>A 2</p> <p>B 1</p>
<p>4.9 造船または船舶の修理</p> <p>4.9.1 500 グロストン以上の造船または修理</p> <p>4.9.2 500 グロストン未満の造船または修理 (エンジンや機器を搭載している金属船またはファイバーグラス船のみ)</p>	<p>操業開始期限日から2年以内に ISO 14000 の認証を取得すること。</p>	<p>A 2</p> <p>A 2</p>
<p>4.10 自動車あるいは電車、その備品または部品の製造 (軌道システムのものに限る)</p>		<p>A 2</p>

業種	条件	恩典
<p>4.11 航空機の製造または修理、航空機部品あるいは部品の製造または修理</p> <p>4.11.1 航空機の機体、機体部品、基幹部品、例えば、エンジン、飛行機部品、プロペラ、電子部品などの製造</p> <p>4.11.2 その他航空機部品、機内器具、道具の製造（消耗品および再利用可能な機内用品を除く）</p> <p>4.11.3 航空機およびその備品・部品の修理</p>		<p>A 1</p> <p>A 3</p> <p>A 2</p>
<p>4.12 オートバイの製造（総排気量が248cc. 未満のものを除く）</p>	<p>1. 以下のエンジン部品の成形工程を有すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド</p> <p>1.1 総排気量が248cc 以上500cc 未満のオートバイを製造する場合、6 部品中、4 部品以上を成形加工すること。</p> <p>1.2 総排気量が500cc 以上のオートバイを製造する場合、6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。</p> <p>2. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。</p> <p>3. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。</p>	<p>A 3 (条件1-3を全て満たす場合)</p> <p>B 1 (条件2-3を満たす場合)</p>
<p>4.13 燃料電池 (Fuel Cell) の製造</p>		<p>A 2</p>

業種	条件	恩典
<p>4.14 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry) または石油産業用プラットフォーム修理</p> <p>4.14.1 エンジニアリングデザイン工程を有する建設用または工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)</p> <p>4.14.2 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry) または石油産業用プラットフォーム修理</p>		<p>A 3</p> <p>A 4</p>
<p>4.15 科学機器の製造</p> <p>4.15.1 高度技術を使用する科学機器の製造</p> <p>4.15.2 その他科学機器の製造</p>	<p>科学機器は、パラメータ値を測定し、データ処理をして、その結果を自動表示することができるか、またはパラメータ値の自動測定・制御ができること。</p>	<p>A 2</p> <p>A 3</p>

5類 電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
5.1 電気製品の製造 5.1.1 先進技術レベルの電気製品の製造 5.1.2 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機の製造 5.1.3 その他電気製品の製造	インターネットに接続することができる電気製品であること。(Internet of Things) エネルギー省の高効率規格(省エネラベル5番)または他の同等のエネルギー効率規格を得る商品であること。	A 3 A 4 B 1
5.2 電気部品および/または機器、もしくは電気製品に使用される部品および/または機器の製造 5.2.1 パワーインバーターの製造 5.2.1.1 工業用パワーインバーターの製造 5.2.1.2 その他パワーインバーターの製造 5.2.2 LED電球の製造 5.2.3 電気製品用コンプレッサーおよび/またはモーターの製造 5.2.4 ワイヤハーネスの製造 5.2.5 その他電気機器部品の製造	製品設計の工程を有すること。 1. エネルギー省の高効率規格(省エネラベル5番)または他の同等のエネルギー効率規格を取得したエアコン、冷蔵庫、冷凍庫のためのコンプレッサーであること。 2. モーター製造は、製品設計の工程を有すること。	A 3 A 4 A 4 A 4 B 1 B 1

業種	条件	恩典
<p>5.3 電子製品の製造</p> <p>5.3.1 Organics & Printed Electronics (OPE) 製品の製造</p> <p>5.3.2 電気通信機器の製造</p> <p>5.3.2.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信システムに使用される発光、送信、受信機器の製造</p> <p>5.3.2.2 その他電気通信機の製造</p> <p>5.3.3 工業・農業用電子制御および測定機器の製造</p> <p>5.3.4 安全管理機器の製造</p> <p>5.3.5 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) の製造</p> <p>5.3.6 事務用電子機器の製造</p> <p>5.3.7 その他電子製品の製造</p>		<p>A 2</p> <p>A 2</p> <p>A 3</p> <p>A 2</p> <p>A 2</p> <p>A 4</p> <p>A 4</p> <p>B 1</p>
<p>5.4 電子部品および/または機器、もしくは電子製品に使用する部品および/または機器の製造</p> <p>5.4.1 Organics & Printed Electronics (OPE) 部品の製造</p> <p>5.4.2 太陽電池および/または太陽電池原材料の製造</p>	<p>太陽電池製造は委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。</p>	<p>A 2</p> <p>A 2</p>

業種	条件	恩典
5.4.3 電気通信機器部品の製造		
5.4.3.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信システムにおける発光、送信、受信機器部品の製造		A 2
5.4.3.2 その他電気通信機器部品の製造		A 3
5.4.4 工業用、農業用、医療／科学機器用、乗り物用電子制御および測定機器部品の製造		A 2
5.4.5 安全管理機器部品の製造		A 2
5.4.6 HDD および/またはHDD 部品の製造		
5.4.6.1 先進技術HDD および/またはその部品（Top Cover およびBase Plate およびPeripheral を除く）の製造	<p>1. HDD 製造はデータ面密度（Areal Density）が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。</p> <p>2. 既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>	A 2
5.4.6.2 一般HDD および/またはその部品（Top Cover およびBase Plate およびPeripheral を除く）の製造	<p>既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>	A 3
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover および Base Plate および Peripheral の製造		A 4

業種	条件	恩典
5.4.7 Solid State Drives および/ またはその部品の製造	既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 2
5.4.8 太陽エネルギーを利用する機器 および/または部品の製造		A 3
5.4.9 半導体および/または半導体 部品の製造	集積回路 (Integrated Circuit) の製造に使用される既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 3
5.4.10 フォトニクス (Photonics) 部品および/または機器および/ またはフォトニクスを使用する システムの製造		A 3
5.4.11 フラットパネルディスプレイ の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A 3
5.4.12 フレキシブルプリント基板 および/または多層プリント 配線基盤および/またはその 部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A 3
5.4.13 その他記憶装置の製造		A 4
5.4.14 一般プリント回路板組立 (PCBA) の製造		A 4
5.4.15 電磁製品 (Electro-Magnetic Product) の製造		A 4

業種	条件	恩典
5.4.16 受動部品の製造 5.4.17 オーディオビジュアル製品 用部品の製造 5.4.18 事務用電子機器部品の製造 5.4.19 その他電子部品の製造		A 4 A 4 A 4 B 1
5.5 マイクロエレクトロニクス用資材の 製造 5.5.1 ウエハの製造 5.5.2 薄膜フィルムテクノロジーを 使用する素材の製造	1. 委員会が同意した製造工程を有すること。 2. 既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 2 A 3
5.6 電子設計 5.6.1 マイクロエレクトロニクスの 設計 5.6.2 組み込みシステム設計	1. 電子設計人員の給与費用が年間150万パーツ以上であること。 2. 販売またはサービス提供から生じた収入は、内製または委託生産を問わず直接奨励プロジェクトあるいは商業用の下流の製造によるものも、事業の収入とする。 3. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。	A 1 A 1
5.7 ソフトウェア 5.7.1 組み込みソフトウェア開発	1. 情報技術開発人員の給与費用が年間最低150万パーツ以上であること。	A 1

業種	条件	恩典
<p>5.7.2 企業アプリケーションソフトウェアおよび/またはデジタルコンテンツの開発</p> <p><u>デジタルコンテンツ</u>とは</p> <ul style="list-style-type: none"> - アニメーション、漫画、キャラクター - Computer Generated Imagery (CGI) - Web-Based Application および Cloud Computing - 対話型アプリケーション - ゲーム: Windows-based, Mobile Platform, Console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Game (MMOG) など - Wireless Location Based Service Content - Visual Effects - Multimedia Video Conferencing Applications - E-Learning Content via Broadband and Multimedia 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 国家ソフトウェア産業促進事務局 (Software Industry Promotion Agency SIPA) が指定したまたは同意したソフトウェア開発プロセスを有すること。 3. 土地代と運転資金を除いた投資金額が1千万バーツ以上あるプロジェクトは、操業開始期限日から2年以内に国家ソフトウェア産業促進事務局からの品質規格証明書または能力成熟度モデル統合 (Capability Maturity Model Integration (CMMI) の規格に応じる品質システム証明書または同等の証明書を取得しなければならない。できない場合、法人所得税免税権利恩典期間を1年間取り消す。 4. 奨励されたソフトウェアに関連した販売やサービス提供から生じた収入は奨励対象事業の収入とする。 	<p>A 3</p> <p>法人所得税の免税額に上限なし。</p>
5.8 E-commerce	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2

業種	条件	恩典
<p>6.7 特殊プラスチック包装材の製造</p> <p>6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造</p> <p>6.7.2 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造</p> <p>6.7.3 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造</p>	<p>プラスチックシートを3層以上多層化する工程を有すること。</p> <p>操業開始期限日から2年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。</p> <p>操業開始期限日から2年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。</p>	<p>A 3</p> <p>A 3</p> <p>A 3</p>
<p>6.8 リサイクルプラスチック製品の製造</p>	<p>国内のプラスチックのみを原料として使用し、プラスチック成形工程を有すること。</p>	<p>A 4</p>
<p>6.9 薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients: APIs) の製造</p>	<p>薬品の有効成分 (APIs) または薬品の原材料を生産すること。</p>	<p>A 2</p>
<p>6.10 薬品の製造</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代医薬品製造の場合は、操業開始期限日から2年以内に PIC/S に基づく GMP 基準の認定を受けること。 2. 伝統医薬品製造の場合は操業開始期限日から2年以内に GMP 基準の認定を受けること。 3. 既存プロジェクトの改善の場合は、既存の機械設備は投資プロジェクトの一部とみなすが、その機械設備の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。 	<p>B 1</p>

業種	条件	恩典
6.11 基本化学肥料の製造 注) 三要素：ナトリウム、リン、カリウムのこと		A 2
6.12 パルプまたは紙の製造 6.12.1 衛生パルプまたは衛生紙 (Hygienic Pulp or Hygienic Paper) の製造 6.12.2 特殊パルプまたは特殊紙 (Specialty Pulp or Specialty Paper) の製造	6.12.1 操業開始期限日から2年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル5 または米国連邦規格 209 E クラス 100 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。 6.12.2 操業開始期限日から2年以内に GMP または食品グレードなどの関連規格の認定を受けること。	6.12.1 A 2 6.12.2 A 3
6.13 紙製品の製造 6.13.1 衛生紙からの製品の製造 6.13.2 バイオプラスチックコーティング紙包装材の製造 6.13.3 高性能紙からの製品の製造	6.13.1 衛生的な製造工程が必要で、操業開始期限日から2年以内に GMP または食品グレードなどの関連規格の認定を受けること。 6.13.2 生物分解性プラスチックを使用した製品のコーティング工程を持つこと。 6.13.3 耐荷重性能や耐衝撃性能などの工学設計工程を有すること。	6.13.1 A 4 6.13.2 A 4 6.13.3 A 4
6.14 印刷物の製造 6.14.1 デジタル印刷物の製造 6.14.2 一般の印刷	6.14.1 デジタルメディアソフトウェアを使用した設計および印刷工程を有すること。	6.14.1 A 3 6.14.2 B 1

7類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典
<p>7.1 公共施設および基本サービス</p> <p>7.1.1 電力または電力およびスチームの製造</p> <p>7.1.1.1 ゴミあるいはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel) による電力または電力およびスチームの製造</p> <p>7.1.1.2 ゴミあるいはゴミからの燃料を除き、太陽、風力、バイオマス、バイオガスなど再生可能エネルギーによる電力または電力およびスチームの製造</p> <p>7.1.1.3 その他のエネルギーによる電力または電力およびスチームの製造</p> <p>7.1.2 一般水道水、工業用水またはスチームの製造</p> <p>7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)</p>	<p>関係政府機関の同意を得ること。</p> <p>1. コージェネレーションの場合</p> <p>2. 石炭を使用する場合、クリーンコールテクノロジー (Clean Coal Technology) であること。</p>	<p>A 1</p> <p>A 2</p> <p>A 4</p> <p>A 4</p> <p>A 3</p> <p>A 3</p>

業種	条件	恩典
7.1.4 海上輸送のための積荷、積み下ろしサービス 7.1.5 商業用空港	委員会が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用すること。	A 3 A 2
7.2 天然ガスサービス・ステーション		B 1
7.3 大量輸送および大型貨物輸送 7.3.1 鉄道貨物輸送 7.3.2 パイプライン輸送（水の輸送を除く） 7.3.3 海運輸送 7.3.4 航空輸送	関係政府機関の同意を得ること。 飛行機は製造年から奨励申請年まで14年以内であること。	 A 2 B 1 A 2 A 3
7.4 ロジスティック・センター 7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC) 7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. IDCには追加で以下の条件がある。 3.1 投資金額（土地代と運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。 3.2 5カ国以上に対し物流を行うこと。 4. 物流センター（DC）はメリットによる追加恩典の対象とならない。	 B 1 A 3
7.5 国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ)	1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。 2. 最低1カ国、海外にある支部または関連会社を統括すること。 3. 以下の通り、事業計画および事業範囲を有すること。 3.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション	B 1 (R&D および トレー ニング のため の機械 のみ)

業種	条件	恩典
	3.2 商品の調達 3.3 製品の研究開発 3.4 技術支援 3.5 マーケティングおよび販売促進 3.6 人事管理、トレーニング 3.7 財務、マーケティング、会計システムなどの業務に関するアドバイス 3.8 経済と投資の分析および研究 3.9 ローン管理・コントロール 3.10 財務センター (Treasury Center) 3.11 委員会が同意したその他のサポートサービス 4. メリットによる追加恩典の対象とならない。	
7.6 国際貿易センター (International Trading Centers: ITC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 1
7.7 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)	1. 販売費および一般管理費が年間 1,000 万バーツ以上であること。 2. 以下の通り事業計画および事業範囲を有すること。 2.1 グループ内・関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸を含むサービスおよび/または管理。 2.2 事業活動に関する助言およびアドバイス。ただし、証券取引、外国為替を除く。会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリングについては、投資奨励を申請する前に、事業開発局または関係政府機関より許可を得ること。 2.3 商品調達に関する情報サービス。	B 2

業種	条件	恩典
	<p>2.4 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供。</p> <p>2.5 機械、機器、道具、および設備に関する以下の業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 卸売のための輸入 - トレーニング・サービス - 据え付け、メンテナンス、補修修理 - 機器校正 (Calibration) <p>2.6 タイ国内で製造された製品の卸売</p> <p>2.7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス (International Business Process Outsourcing)。例として、管理サービス、財務・会計サービス、人材管理サービス、セールス&マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理など。</p> <p>3. メリットによる追加恩典の対象とならない。</p>	
7.8 Energy Service Company (ESCO)	投資奨励申請前に、エネルギー省の同意を得ること。	A 1
<p>7.9 工業用地の開発事業</p> <p>7.9.1 工業団地または工業区</p> <p>7.9.1.1 工業団地または工業区</p>	<p>1. バンコクおよびサムットプラカン県内は、奨励対象外とする。</p> <p>2. 土地面積が 500 ライ以上あること。</p> <p>3. 工場用地は、総面積の 60%以上で 75%を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合には、投資委員会の同意に従うものとする。</p> <p>4. その他の条件は以下の通りとする。</p> <p>4.1 基幹道路</p>	B 1

業種	条件	恩典
	<ul style="list-style-type: none"> - 総面積が1,000 ライ以上の場合は4車線あり、道幅が最低30メートルで、交通道路表面が最低14メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 - 総面積が500 を超え、1,000 ライまでの場合は2車線あり、道幅が最低20メートルで、交通道路表面が最低7メートルであり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 <p>4.2 補助道路は交通道路表面が最低8.5メートルで、両側にそれぞれ2メートル以上の路肩があること。</p> <p>4.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。</p> <p>4.4 排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。</p> <p>4.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。</p> <p>4.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。</p> <p>4.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。</p> <p>4.8 奨励証書発給日より2年以内に土地の総</p>	

業種	条件	恩典
<p>7.9.1.2 宝石・宝飾産業工業団地または工業区</p>	<p>面積の約25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積が100ライ以上であること。 2. 総面積の40%以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてなければならない。 3. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 4. 十分な保安システムを設けること。 5. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。 	A 3
<p>7.9.1.3 ロジスティック・パーク (Logistics Park)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地総面積が200ライ以上あり、延べ面積50,000平方メートル以上の販売または賃貸用の倉庫の建設に投資すること。 2. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) より半径50キロ以内またはフリーゾーン内のいずれかに立地すること。 3. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 4. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または50以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 5. ロジスティック・パークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。 6. 登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。 7. 関係政府機関の同意を得ること。 	A 3

業種	条件	恩典
7.9.1.4 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	映画工業区内に以下の設備を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> - 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび/またはテレビ番組の収録・撮影設備。 - フィルムの現像、複製、特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービス。 	A 3
7.9.1.5 環境保護工業団地または工業地区	投資奨励申請の前に、工業省の同意を得ること。	A 3
7.9.2 技術工業団地または技術工業区		
7.9.2.1 科学技術パーク (Science and Technology Park)	<ol style="list-style-type: none"> 1. インキュベーションセンターを有すること。 2. 国内外との通信網を有すること。 3. 連続型予備電気供給システムを有すること。 4. 委員会が同意する他の施設を有すること。 	A 1
7.9.2.2 ソフトウェア工業団地またはソフトウェアパーク (Software Park)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団地内全域に高速光ファイバーによる基本通信システムを有すること。 2. ソフトウェアパークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムを有すること。 3. 連続型予備電気供給システムを有すること。 4. 総面積が 5,000 平方メートル以上であること。 	A 1
7.9.2.3 データセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS) などのサービスを提供すること。 2. データセンター用の面積が 3,000 平方メート 	A 1

業種	条件	恩典
	<p>ル以上あること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低4回線有すること。国内通信システムは、速度が10Gbps以上でそれを最低3回線有し、システム全体の合計速度は60 Gbps以上であること。 4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。 (Concurrently Maintainable) 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。またいずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。 6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイス・バックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイスに動作不良発生の際、直ちに作動すること。 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配信経路を有すること。 8. 機器の破損または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24時間のセキュリティシステムを有すること。 12. ISO/ IEC27001 (データセンター) の認証を取得すること。 	

業種	条件	恩典
7.10 クラウドサービス (Cloud Service)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ISO / IEC27001 (データセンター) の認証を取得した国内のデータセンターに2ヵ所以上立地すること。 2. 各センターと中央データセンター間の接続速はどれも10Gbps以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。 3. ISO / IEC27001 (クラウドセキュリティ) と ISO / IEC20000-1 (クラウドサービス) の認証を取得すること。 	A 1
7.11 研究開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の通り、事業範囲を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 基礎研究 (Basic Research) とは、学術的に価値のある新しい知識の探求または研究で、将来的に製品開発、製造工程、サービスに応用できるものを指す。 1.2 応用研究 (Applied Research) とは、新製品または工程を生み出すことを目的として、基礎知識を応用し、商業的な問題解決または知識向上のための研究を指す。ただし、関連する活動、例えば、工業向け、商業向けの生産フォーミュラの開発、製品設計、製造工程の設計を含む。 1.3 パイロット開発 (Pilot Development) とは、基礎研究と応用研究から生産規模を拡大するために行われる活動を指す。 パイロット開発は、市場のテストおよび/または工業レベルの製品設計を用いた製造工程に適した条件について情報を収集するためのプロトタイプおよび/または半工業レベルの製造工程のテスト開発である。 1.4 デモンストレーション開発は、パイロット 	A 1

業種	条件	恩典
	<p>開発を行うことにより工業規模での製造工程をテストすることを指す。技術の信頼性を確認し、品質管理面の評価、コスト面の評価とともに工程の安定性および商業生産の可能性を実証する。</p> <p>2. 研究者数、学歴、研究経験を含めた研究者の詳細と研究開発プロジェクトの範囲についての詳細内容を提供しなければならない。</p> <p>3. 奨励事業成果に直接関わる収入、あるいは、内製・外注を問わず、商業目的のために下流の生産から生ずる販売あるいはサービスの収入は奨励対象事業の収入とする。</p> <p>4. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。</p> <p>5. 研究開発人員の給与費用は年間最低150万バーツ以上であること。</p>	
<p>7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology)</p> <p>7.12.1 バイオテクノロジーを使用した種子の研究開発および/または製造、または植物、動物、微生物の育種</p> <p>7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および/または製造</p> <p>7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および/または製造</p> <p>7.12.4 微生物、動物、植物の細胞</p>	<p>1. 国立科学技術開発局 (National Science and Technology Development Agency: NSTDA) や タイライフサイエンス・エクセレンス・センター (Thailand Centre of Excellence for Life Sciences: TCELS) が同意する最新のバイオテクノロジーを使用すること。</p> <p>2. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。</p>	<p>A 1</p> <p>A 1</p> <p>A 1</p> <p>A 1</p>

業種	条件	恩典
<p>を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および/または製造</p> <p>7.12.5 バイオ製品の製造、および/または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および/または必要資材の製造</p> <p>7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および/または合成、および/または品質管理、および/または確認サービス</p>		<p>A 1</p> <p>A 1</p>
7.13 エンジニアリングデザインサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。 2. エンジニアリングデザイン人員の給与費用は年間最低150万バーツ以上であること。 	A 1
7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。	A 1
7.15 計測器校正サービス (Calibration)	委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。	A 1
7.16 製品向け殺菌サービス		A 2
7.17 不要材の再利用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係政府機関の同意を得なければならない。 2. 工業団地または奨励されている工業区に立地 	

業種	条件	恩典
	<p>すること。ただし、委員会により特別に認可された場合を除く。</p> <p>3. 国内でできた不要材のみを取り扱うこと。</p> <p>4. 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。</p> <p>5. 以下の恩典を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 選別 (Sorting) - 選別工程に、追加の加工工程、またはリサイクル (Recycle) 、または有益物質の回収 (Recovery) の工程がある場合 	<p>A 3</p> <p>A 2</p>
7.18 廃棄物処理	関係政府機関の同意を得ること。	A 2
7.19 職業訓練学校	<p>1. 委員会が同意したデザイン研修センターなど特定の分野での技術を教える教育訓練所であること。</p> <p>2. 必要な設備、実習室などを有すること。</p> <p>3. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。</p>	A 1
7.20 タイ映画の制作	<p>1. タイの映画制作事業は、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含み、広告の制作を除く。</p> <p>2. 法人所得税免除の対象となる収入は下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 CD、VCD、DVD など様々な形態による映画の販売を含む、著作権の販売による収入。 2.2 映画館と映画の販売代理店からの収益分配による収入。 	A 3
7.21 映画制作向けサービス	映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、	A 3

業種	条件	恩典
	<p>テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、以下の範囲とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 映画撮影機および/または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、および/またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。 5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 標準映画撮影やテレビ番組制作スタジオのレンタルサービス。 	

業種	条件	恩典
7.22 観光促進事業 7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル 7.22.2 遊覧船の乗船所サービス 7.22.3 遊園地 7.22.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場 7.22.5 野外動物園 7.22.6 水族館 7.22.7 カーレース場	関係政府機関の同意を得ること。 船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を持つこと。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 投資金額（土地代および運転資金を除く）が3,000万バツ以上であること。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バツ以上で、土地面積が500ライ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得なければならない。 3. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の15%以上とすること。 1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バツ以上であること。 2. 奨励証書発給日から12ヵ月以内に環境影響予防・改善措置を作成すること。 1. 関係政府機関の同意を得ること。 2. FIA（国際自動車連盟）またはFIM（国際モー	B 1 B 1 A 3 A 3 A 3 A 3 A 3

業種	条件	恩典
7.22.8 ケーブルカー	<p>ターサイクリズム連盟) から、規格の認定を取得すること。</p> <p>3. 近隣住民に対する危険およびトラブルに対する予防・管理措置を有すること。</p> <p>4. 奨励証書発給日から12ヵ月以内に環境影響予防・改善措置を作成すること。</p> <p>関係政府機関の同意を得ること。</p>	A 3
<p>7.23 観光支援事業</p> <p>7.23.1 ホテル</p> <p>7.23.2 コンベンションホール</p> <p>7.23.3 国際展示場</p> <p>7.23.4 リハビリテーション・センター</p>	<p>1. 客室が100室以上であるか、または投資金額(土地代および運転資金を除く)が5億バーツ以上であること。</p> <p>2. 以下の恩典を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 20県の特別投資奨励地域に立地する場合。 - その他の県に立地する場合は、メリットによる追加恩典の対象とならない。 <p>1. 4,000平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は3,000平方メートル以上であること。</p> <p>2. 適切な施設および設備を有すること。</p> <p>3. 設計図について、委員会の同意を得ること。</p> <p>1. 室内展示場が25,000平方メートル以上あること。</p> <p>2. 全展示場に商談室を設けること。</p> <p>1. 治療や健康リハビリテーションのための医療技術を使用すること。</p> <p>2. 継続型リハビリテーションプログラムがあり、利用者用の宿泊施設を有すること。</p>	<p>A 4</p> <p>B 2</p> <p>A 3</p> <p>A 3</p> <p>B 1</p>

業種	条件	恩典
	3. メリットによる追加恩典の対象とならない。	